

常勤役員退職慰労金規程

- 第1条 本財団に常勤する役員が退任したときに、役員またはその遺族に対して支給すべき退職慰労金は、この規程の定めるところによる。
ただし、役員が寄附行為第24条の規程に該当して解任されたときは、退職慰労金は支給しない。
- 第2条 退職慰労金の基準額は、常勤役員の退任時における報酬月額に役員在任期間の年数を乗じた金額を基礎とし、これに別表の在任年数に応じて定められた倍率を乗じて算出した金額とする。
- 第3条 常勤役員在任中に特に功労があった者に対しては、前条基準額の30%を限度として、別途功労金を支給することができる。
- 第4条 この規程は、平成6年6月1日から施行し、施行後に退任する常勤役員に対して適用する。

以 上

[別表]

常勤役員退職慰労金支給倍率表

在任年数	倍率
1年以上 2年未満	1.50
2年以上 3年未満	1.60
3年以上 4年未満	1.70
4年以上 5年未満	1.80
5年以上 6年未満	1.90
6年以上 7年未満	2.00
7年以上 8年未満	2.10
8年以上 9年未満	2.20
9年以上 10年未満	2.30
10年以上	2.50